

議案第 14 号

久留里市民プールの指定管理者の指定について

久留里市民プールの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 久留里市民プール
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 383 番 1
- 3 指定管理者 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号
株式会社オーエンス
代表取締役 大木一雄
- 4 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 11 月 26 日提出

君津市長 石井 宏子

久留里市民プールの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 株式会社オーエンス
- 2 代 表 者 代表取締役 大木一雄
- 3 所 在 地 東京都中央区銀座四丁目12番15号
- 4 設 立 日 昭和34年6月1日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) ビルメンテナンス業
 - (2) 警備、電話交換並びに受付
 - (3) 建物の保安管理及び駐車場の管理業務
 - (4) 労働者派遣事業
 - (5) ビルメンテナンスに伴う清掃用品、日用雑貨品の販売
 - (6) 一般廃棄物の収集、運搬並びに再生利用業務
 - (7) 電気工事の設計施工及び電気機械器具の販売
 - (8) 空調衛生、給排水工事の施工
 - (9) 消防、消火設備工事の設計、施工
 - (10) 建築工事の設計及び施工
 - (11) 室内装飾の設計施工
 - (12) 家具及び事務用スチール製品の販売
 - (13) 不動産の仲介、売買、管理並びに賃貸
 - (14) 不動産に関するコンサルタント業務
 - (15) 損害保険代理業
 - (16) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等の維持管理、運営業務
 - (17) 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務
 - (18) スポーツ施設の運営並びに管理
 - (19) ホテルの運営並びに管理
 - (20) 飲食店並びに喫茶店の経営
 - (21) コンビニエンス・ストアの経営

- (22) 酒類、煙草、食品、日用雑貨品、玩具、文具、服飾雑貨の販売及び販売店の経営
- (23) 診療報酬請求事務並びに医療関連機関の一般事務の受託
- (24) 総合受付案内業務
- (25) 旅行業
- (26) A E D の販売及び賃貸業務
- (27) 高度管理医療機器等販売業
- (28) 前各号に付帯する一切の業務

6 資本金の額 1 億円

7 従業員等 従業員約 3, 3 0 0 人